

〈共通論題〉

国際的金融規制のアジアへの適用について

野村資本市場研究所 淵田 康之

1. 金融危機後、G20 の合意に基づき、国際的に金融規制を強化する動きが進展している。しかしアジア諸国においては、こうした動きを単純に採用するのではなく、自国の経済・金融構造の特性を踏まえた検討・対応が必要と思われる。
2. 新たな金融規制の枠組みは、ミクロ・プルーデンスとマクロ・プルーデンスに分けられるが、それぞれについて留意すべき点がある。
3. ミクロ・プルーデンス面では、バーゼルⅢが導入されるが、
 - ① アジア諸国は、金融仲介において銀行の役割が大きく、証券市場が発達した国に比べ銀行規制強化の影響が大きいと考えられる。
 - ② アジアの多くの国は証券市場の育成を重視しているが、銀行に対するトレーディング規制や流動性規制の強化は、証券市場の発展にネガティブな要因となる。
 - ③ 新規制が、以上のデメリットを上回るメリットをもたらすならば良いが、自己資本比率規制を柱としたミクロ・プルーデンス政策は、必ずしも危機の予防に有効であったとは言えない。
4. 金融危機後、ミクロ・プルーデンスよりもマクロ・プルーデンスを重視すべきとされてきたが、大きな進展はない。バーゼルⅢの一環で、カウンター・シクリカル・バッファが導入される程度である。同規制についても、アジア諸国のようにダイナミックな経済にとっては、信用拡大の行き過ぎを判定する上でのベンチマークを適切に設定することは容易ではない。また、適切に判断できたとしても、追加的な資本積み増し要求が政策手段として最適かどうかという問題がある。政策手段は他にもある。
5. その他
 - ① SIFI 規制については、米英と大陸欧州諸国の間でもスタンスの相違がある。アジアも含めた共通の枠組みが、適切な形で実現・実行できるのだろうか。
 - ② 損失吸収力を高める手法として CoCo やベイルインの議論、あるいは大幅な自己資本増強論があるが、どちらも懸念すべき点がある。
 - ③ 秩序ある破綻処理の枠組みの整備は、アジアでも必要と考えられる。この分野では、米国は既にドッド・フランク法を成立させ、先行しているが、清算型の処理しか認めない点など、グローバルな危機への配慮は欠けている。
 - ④ ヘッジファンド、シャドウバンク等への規制の必要性についても、アジア諸国では米英とは事情は異なり、実態に即した議論が求められる。